

「介護予防小規模多機能型居宅介護 沖野原」運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野友愛会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下、「沖野原」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護予防状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者（介護予防）が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者（介護予防）の日々の暮らしの支援及び機能訓練を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持・回復並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の介護予防状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 8 提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 沖野原

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

滋賀県東近江市沖野三丁目 10-18

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 8人以上

介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮している方々に対して宿直または夜勤1名以上配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする

(2) 営業時間

① 通いサービス (基本時間) 9時30分～16時00分

② 宿泊サービス (基本時間) 16時00分～9時30分

③ 訪問サービス (基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護 (休養)

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ. グループ活動
- エ. 行事的活動
- オ. 園芸活動
- カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）
- キ. 地域における活動への参加

④食事支援

- ア. 食事の準備、後片付け
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

- ア. 入浴または清拭
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他必要な介助

⑥排せつ支援

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

(介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第 10 条 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の

状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、2年間保存する。
- 6 利用者に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じては介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 8 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料)

第 11 条 事業所が提供する介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の 1 割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払を受ける。また、一定以上の所得のある方においては、介護報酬の 2 割若しくは 3 割の利用料となります。

- (1) 居住費は 2,000 円を徴収する。
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食 240 円、昼食 700 円（おやつ代含む）、夕食 660 円を徴収する。
 - (3) オムツ代は、100 円／枚、尿とりパット 50 円／枚とする。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込または預金口座振替（自動払込）により指定期日までに受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 12 条 サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 1 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する可能性があること。

- 2 利用日当日に欠席する場合には、前日までに事業所に連絡していただくこと。
- 3 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

東近江市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域で下記の通りです

- ・東近江市旧八日市市地区
- ・東近江市旧蒲生町地区
- ・東近江市旧愛東町地区
- ・東近江市旧湖東町地区
- ・東近江市旧永源寺町地区

池之脇町・石谷町・市原野町・一式町・上二俣町・甲津畑町・新出町・高木町
永源寺高野町・山上町・青野町・和南町

- ・東近江市旧五個荘町地区

五個荘石塚町・五個荘石馬寺町・五個荘伊野部町・五個荘奥町・五個荘小幡町
五個荘北町屋町・五個荘木流町・五個荘新堂町・五個荘中町・五個荘平坂町
五個荘三俣町

(サービスの提供記録の記載)

第14条 介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該介護予防小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の個人情報を含む介護予防小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第17条 提出した介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第18条 利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

- 第19条 小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。保険衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又はまん延防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
- 2 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(緊急時における対処方法)

- 第20条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第21条 非常災害に関する『非常災害対策計画』を立てておくとともに、非常災害に

そなえるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が生じた場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携につとめなければならない。
- 3 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などの連携および協力を行う体制を構築するよう努める。
- 4 事業所は消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する『非常災害対策計画』を作成する。
- 5 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(身体拘束の適正化)

第22条 事業所は利用者及び他の利用者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者へ身体拘束を行ってはならない。

- 2 緊急やむを得ない場合に該当するかの判断は事業所内の身体拘束適正化検討委員会の協議のもと決定する。
- 3 緊急やむを得ない場合と判断した場合は利用者本人や家族に対し、拘束内容・目的・理由・時間・時間帯・期限等の詳細を説明し同意を得た後に実施するものとする。
- 4 身体拘束適正化委員会検討委員会を指針に基づき設置し、3ヶ月に1回以上開催するとともに、定期的な研修(年2回以上)を行い、介護職員その他の従事者に周知徹底する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第23条 事業所は虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ることとする。

- 2 事業所は虐待防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 事業所は上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(業務継続計画)

第24条 事業所は担当者を配置し業務継続のための体制の構築、整備を実施するとともに、関係者の連絡先、連絡フォローの整理を行うこととする。

- 2 事業所は感染症、災害などに関する最新情報の収集、対策の徹底、職員、利用者の体調管理、施設内出入りの者の記録管理、応援派遣の手続きなどの反映を行う。
- 3 事業所は個人防護服、消毒剤、衛生材料などの在庫量・保管場所の確認と一定量備蓄を用意しておくこととする。
- 4 業務継続計画を関係者と共有し、平時から業務継続計画の内容に関する研修、シミュレーション訓練を行うこととする。

(ハラスメント対策)

第25条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に努める。職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、ハラスメントと判断された場合は、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解

約等の措置を講ずる。

(運営推進会議)

第 26 条 介護予防小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、東近江市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第 27 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他の運営についての留意事項)

第 28 条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく者とする。
- 4 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介をその他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 8 介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市

町村に通知するものとする。

- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

- 1 この運営規程は、平成30年 6月 5日から施行する。
- 2 この運営規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 3 この運営規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。